



いじめの問題に関する点検項目

小城市立小中一貫校芦刈観瀾校

実施日 ()

領域	番号	点検項目	評価			
			A	B	C	D
			できている	おおむねできている	あまりできていない	できていない
未然防止	1	「いじめは人として許されない」との強い認識に立ち、学校全体として積極的に指導している。				
	2	学級活動や児童会活動・生徒会活動等において、いじめ問題との関わり方や好ましい人間関係について積極的に指導している。				
	3	児童生徒の社会性の涵養や豊かな情操を培う活動を積極的に行っている。				
	4	教職員の言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように細心の注意を払っている。				
早期発見・早期対応・事案対処（被害の最小化）	5	校長を中心に学校全体で組織的に対応する体制を整えている。				
	6	いじめ問題の重大性を全教職員が認識し、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠ぺいしたりすることのないよう教職員間で情報共有をしている。				
	7	いじめの態様や特質、原因・背景、指導上の留意点等について、職員研修等を実施している。				
	8	日頃からの観察や面談、定期的なアンケート調査等により、児童生徒の実態について丁寧に把握している。				
	9	児童生徒や保護者の悩みや相談等を積極的に受け止める教育相談体制を整えている。				
	10	いじめの把握や対応において、スクールカウンセラー等の専門家や担任、教育相談担当、養護教諭等と連携している。				
	11	教育委員会と連携し、必要に応じて児童相談所や警察等の関係機関と連携している。				
	12	いじめの定義に則り、いじめを覚知した場合は、すみやかに対策委員会を開き、いじめを認知した場合は、すみやかに保護者や教育委員会に報告している。				
	13	いじめが発生した場合、保護者と緊密に連携し、協力して解決するようにしている。				
	14	保護者や地域等の理解を得るため、学校のいじめ防止基本方針や対策委員会設置要綱等を公表している。				
	15	心のケアや弾力的な措置等により、被害の児童生徒をいじめから守り抜く措置をしている。				
	16	犯罪行為の可能性のあるいじめ事案については、警察に相談・通報して対応することとしている。				
	17	ガイドラインに基づき、児童生徒の個人情報を取り扱い、管理している。				
再発防止	18	いじめ解消の定義に則り判断し、教育委員会に報告している。				
	19	一定の解決が図られた後も継続して注意を払い、必要に応じて指導するようにしている。				
	20	本点検項目等により定期的に自己点検し、いじめの対応について改善充実を図っている。				